

三 沖繩の家(ヤー)の相続・継承について

神戸大学 北原 淳

沖繩の「家(ヤー)」と「村(むら、しま)」の構造は本土とはかなり異なるが、それについて十分な議論がされてきたとは考えられない。例えばその一端は、戦後の新しい民族学的研究の成果が、門中の親族組織の研究に集中してしまい、戦前の奥野や田村などの家と村の社会史研究のすぐれた成果をほとんど生かしていない点にもうかがうことができる。本報告は、東南アジア研究の経験をふまえた比較社会学的関心から、沖繩の村落社会構造を理解する第一歩として、沖繩の「家(ヤー)」の相続・継承について、一九八七年以来調査した本当南部島尻郡佐敷町屋比久、小谷部落の事例を中心として、検討する。

沖繩社会史についての報告者の仮設は次の通り。一七世紀初頭の薩摩藩支配は、琉球王国に対して、古代・中世東南アジア的貿易立国から、近世日本の農業立国への大転換を強制した。これにともない、それまでの貿易立国ではルースだった農村支配と搾取が、「門中」の形成、地割制度にもとづく「村落共同体」育成、「五人組」導入などによって体系化され、そこで初めて現在に続く「ヤー」と「むら」が形成され始めたが、その基層は本土的な「いえ」、「むら」とはかなり異なる。

本土の「いえ」が、近世中期以降は、祖先祭祀権、家産、家長権の三子による単独相続・継承とその超世代的連続性という特徴をもつようになったことはよく指摘される。戦後の都立大グループの民族学的研究では、「ヤー」の「系譜」(その実は祖先祭祀権とみられ

るが)の継承と超世代的連続性に注目し、これを「いえ」的特徴の指標としてきたが、家産、家長権の有無やその相続・継承という経済的、法制的問題は無視、軽視されてきた。その一因は、馬淵東一の「家筋」(「血筋」、「屋敷筋」という有名な概念がパラダイム化し、「家」が、他系の血筋を容れても、「系譜」(馬淵の場合は波照間島での氏子組織の成員権)を継承し、連続性を守る、という意味でのみ理解されたためだろう。もっとも中根千枝は、沖繩に関連して、本土の家、同族が継承するものは「出自」ではなく、「家長の地位」である、という注目をすべき見解を示したが、これは有力とはならなかったようである。

二

まず、「ヤー」の祖先祭祀権、財産の相続・継承について。なるほど、現在の「ヤー」の継承に際しては、位牌と祖先祭祀権、家屋・屋敷地、屋号、等をもつばら長男が継ぎ、次三男は継げない(「嫡子押込」の禁の規範)。しかし、がんらい次三男の分家による新しい「ヤー」の創出については本土ほど難しくなかった、という印象が強い。①現在、耕地の相続については、長男にやや面積は多いが、次三男にも与えられる(我々の調査結果も同様)。かつての地割制度の下で次三男にもむらから耕地が分与されたためかとみられる(もっとも原生的な地割制度の場合は、男女とも割地を分与された)。②地割制の時には屋敷地も私有地ではなく、次三男の「分家」の際にはむらから屋敷地をも与えられたという(我々の調査結果もそれを示唆するが、戦前の奥野彦六郎の聞き取り結果では明瞭)。諸事情によりよく絶家が生じ、空屋敷が出たもようで、その一部が与え

られたか？ 明治三二―三六年度の土地整理事業以降は、親が余裕のあるかぎり買つて与えるようになった。以上、次三男は分家によつて比較的容易に経済的自立ができ、同時に村落の法制的成員権をも認められた。これは、ヤ一の継承では、先祖の位牌（グワンス）の方が家産や家長権よりも重視されたからである。ただし、明治の土地整理事業以降は、耕地、屋敷地が私有となり、不足するようになり、次三男の即座の「分家」は困難となった。

本家（元屋ムートヤ）筋の場合は、長子が根源的系譜と祖先祭祀上の特権的地位とを継承、維持しようとする点で、もつとも「いえ」に接近する。しかし、必ずしも家産には恵まれず、元屋の絶家もまた多い。元家の儀礼的特権の地位が村落での社会的家格を構成することは全くない。通常の「や一」では家産相続よりも位牌相続の方が重視される。屋敷、耕地を一族で守つてゆくべき、という意味での家産的観念は弱い。ただし元屋の空屋敷は維持される。

三

次に、家長権の継承について。①そもそも、家父長権的な性格は弱かった、というのが奥野彦六郎の説である。男は、家長権という法制的権利ではなく、親権、夫権という親族的権利しか行使しなかつた。さらに、家長（戸主）権は男が独占せず、女が分担する、という観念があつたともいう。このような未確立の「家長権」の獲得は、地割制下での財産権の開放制と同様に、容易であつたとみられる。ちなみに、王府の統制をうけた士族の跡目が長子相続に統一されたのも一八世紀以降である。②現在は、長子への家督相続にあたる「スーテー・ワタシ」と親の隠居（インチュ）の観念があるが、

「世帯主」名が高齢者のままのことも多い。③「や一ぬし」権の継承では、祖先祭祀権や、や一経営権の継承の方が公的、法制的な家の代表権の継承よりも重視されるもようである。

四

以上のように、「や一」において継承される要素は、かなり限定的であり、明治の土地整理事業以降はや強まったとはいへ、「いえ」の要素はむしろ少ない、ということを主張してみたい。現在、沖繩本島では、村落、門中の「神」関係の儀礼（ウミウガミ）は形骸化しつつあるが、位牌・墓を中心とした「先祖」関係の儀礼は健在である。この意味についても考えてみたい。